

## 広告掲載に係る留意事項

### 1 一般的事項

- (1) 表示内容等が法令等により規制されている場合があるので、関係法令等を確認すること。  
(例) ・医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。  
・介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成9年法律123号）第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 屋外広告については、山梨県屋外広告物条例（平成3年12月山梨県条例第35号）による規制があるため、広告の規格や位置等を決定する際に、あらかじめ、都市計画課と協議すること。
- (3) こうふDO計画により、納付書等の封入業務を委託するものを広告媒体として検討するときは、あらかじめ、DX推進課と協議すること。

### 2 募集時に広告掲載希望者に周知すべき事項

- (1) 甲府市広告掲載要綱第4各号
- (2) 印刷物（広報こうふ・冊子類・封筒含む。）で実配付数と印刷部数に相違があるものについては、実配付数を明記すること。
- (3) 広告媒体の性質に応じ、望ましくない業種や内容を明記すること。（例 固定資産税納税通知書送付用封筒→「土地・家屋等不動産にかかわる収益事業を営む業種又は業者」「市税滞納のある業者」）
- (4) 原則として「広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。（各広告スポンサーと甲府市の〇〇〇関係業務とは直接関係はありません）」等の表示をすること。

### 3 分類別留意事項

#### (1) 封筒類

- ア 広告掲載料の設定については、広告媒体の性質、送付数、対象者及び送付回数等を基本に、類似の取引事例を勘案の上、調整し設定するものとする。
- イ 原則として、期間や回数を定めて広告掲載の募集をする封筒類（DO計画により納付書等の封入業務を委託するものを広告媒体としているものを含む。）は、それぞれその期間や回数内に消化できる数量とし、以後は使用しないこと。
- ウ 広告の原本は、原則として版下（電子データを含む。）納入とすること。

エ 複数枠で最低価格を設定する場合は、指定枠ごとに設定すること。

(2) その他印刷物

ア 広告掲載料の設定については、広告媒体の性質、配付数及び対象者等を基本に、類似の取引事例を勘案の上、調整し設定するものとする。

イ 表紙上への掲載と冊子内への掲載など一般的に広告効果に差があると思われる広告媒体については、同等のグループごとに1枠あたりの広告掲載料を設定すること。

ウ 広告の原本は、原則として版下（電子データを含む。）納入とすること。

エ 複数枠で最低価格を設定する場合は、指定枠ごとに設定すること。

(3) その他の広告媒体

広告媒体の性質等に応じ、前(1)及び(2)に準じて定めること。